公幸

即

1 火曜日

平成24年11月13日 火

# 福岡県公報

平成24年11月13日 第 3 4 4 6 号

目 次

ち 示 (第1907号 – 第1919号)

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) ············ 1 (道路維持課) ··········· 1 (道路維持課) ··········· 2

○道路の区域の変更 (道路維持課) ……2

 ○道路の区域の変更
 (道路維持課) …… 2

 ○道路の供用の開始
 (道路維持課) …… 3

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …… 3

○鳥獣保護区の存続期間の更新(自然環境課) ……3○鳥獣保護区特別保護地区の指定(自然環境課) ……6

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ………8

○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……8

○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 (農山漁村振興課) ……8

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ………8

### 公安委員会

○道路の区域の変更

○道路の供用の開始

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) …… 9

# 告 示

#### 福岡県告示第1907号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附 則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり 公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年10月25日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ショッピングモールなかま
- (2) 所在地 福岡県中間市上蓮花寺一丁目1-1ほか
- 3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

変更前	変更後
グリーンプラザ開発株式会社	グリーンプラザ開発株式会社
代表取締役 冷牟田 朝男	代表取締役 冷牟田 茂一
福岡県中間市上蓮花寺一丁目2番1号	福岡県中間市上蓮花寺一丁目2番1号
株式会社ダイエー	株式会社ダイエー
代表取締役 桑原 道夫	代表取締役 桑原 道夫
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1ほ か76者	株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1ほ か40者

#### 福岡県告示第1908号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

期発行日 毎週火金曜日 8行]〒812-8577 福岡市博多区東公園7番1 8成]〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

に供する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

	土整備務所名	道路の種類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員(メートル)	延 長(メートル)
		逛   単百		前	京都郡苅田町大字新津1471 番5先から 京都郡苅田町大字尾倉4064 番1先まで	5.5 ~ 26.6	552.0
-	de de r		須磨園	前	京都郡苅田町大字新津1471 番5先から 京都郡苅田町大字尾倉4064 番1先まで	7.0 ~ 27.0	510.8
	京築		南原曽根	後	京都郡苅田町大字新津1471 番5先から 京都郡苅田町大字尾倉4064 番1先まで	5.6 ~ 26.6	552.0
					後	京都郡苅田町大字新津1471 番5先から 京都郡苅田町大字尾倉4064 番1先まで	7.0 ~ 44.2

#### 福岡県告示第1909号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	須 磨 園 南原曽根	京都郡苅田町大字新津1471番5先から 京都郡苅田町大字尾倉4064番1先まで
京 築	須 磨 園 南原曽根	京都郡苅田町大字新津1471番5先から 京都郡苅田町大字尾倉4064番1先まで

#### 福岡県告示第1910号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

	土整備 務所名	道路の種類		変 更前後別	区間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
-	ŝiŝr	旧、茶	長尾	前	行橋市泉中央8丁目161番 1先から 行橋市泉中央8丁目286番 先まで	~	180.8
京	築	県道	理 田線 平 島	後	行橋市泉中央8丁目161番 1先から 行橋市泉中央8丁目286番 先まで	10.0	180.8

#### 福岡県告示第1911号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名		路線名	変 更前後別	X	間	幅 員	延 長 (メートル)
那 珂	一般国道	385号	前	筑紫郡那珂川町 3番9先から 筑紫郡那珂川町 1056番2先まで	丁大字五ヶ山	6.9 ~	3,205.0

筑紫郡那珂川町大字五ヶ山 105 3番9先から 3.403.0 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山 109.5 1056番2先まで 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山 6.9 3番9先から ·般国 那 珂 385号 3.205.0 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山 460 1056番2先まで 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山 10.5 3番9先から 3.403.0 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山 109.5 1056番2先まで

#### 福岡県告示第1912号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦 覧に供する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	385 号	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番7先まで

#### 福岡県告示第1913号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する形質変更時要届出区域

糟屋郡新宮町緑ケ浜四丁目1291番2、1311番1、1311番2及び1312番2の各一部

2 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

#### 福岡県告示第1914号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 帆柱山鳥獣保護区

#### (1) 区域

北九州市八幡東区の市道元城町京良城町1号線と市道神山町花尾町1号線(以下 「線」は市道。) との接続点を起点とし、神山町花尾町1号線を東方へ進み春の町 大谷1号線に接続し、同市道を南方へ進み大谷10号線に接続し、同市道を東方へ進 み大谷7号線に接続し、同市道を南方へ進み神山町6号線に接続し、同市道を東方 へ進み大蔵大谷1号線に接続し、同市道を東方へ進み大蔵3号線に接続し、同市道 を南東へ進み祝町14号線に接続し、同市道を南東へ進み祝町8号線に接続し、同市 道を北東へ進み祝町17号線に接続し、同市道を東方へ進み中尾12号線に接続し、同 市道を南方へ進み中畑9号線に接続し、同市道を南西へ進み中畑大蔵1号線に接続 し、同市道を南西へ進み猪倉橋に至り、同橋から槻田川を上流へ進み国有林遠賀川 計画区(以下国有林は「遠賀川計画区」。)3097林班「へ1|小班の東端に至り、 同林班の東側を南方へ進み八幡東区と同市小倉南区の境界線に至り、同境界線を南 方へ進み小倉南区と同市八幡西区の境界線に至り、同境界線を南方へ進み小倉南区 、八幡西区及び直方市との境界線分岐点に至り、八幡西区と直方市の境界線を北西 へ進み金剛山山頂を経て更に西方へ進み国有林3090林班の西南端に至り、同林班と 国有林3089林班の境界線を北方へ進み更に稜線を北西へ進み標高279メートルの地 点に達し、同地点を北西に進み畑貯水池記念碑に至る区間で主要地方道小倉中間線 に接続し、同主要地方道を西方へ進み下畑町2号線に接続し、同市道を北方へ進み

東石坂町3号線に接続し、同市道を西方へ進み九州電力株式会社の送電線北九州幹 線203号鉄塔に至り、同鉄塔から北方へ進み東石坂町畑町1号線に接続し、同市道 を北東へ進み畑小嶺1号線に接続し、同市道を北方へ進み小嶺42号線に接続し、同 市道を北方へ進み町上津役東32号線に接続し、同市道を北方へ進み上上津役89号線 に接続し、同市道を北方へ進み上上津役18号線に接続し、同市道を北西へ進み上上 津役1号線に接続し、同市道を北東へ進み上上津役2号線に接続し、同市道を北方 へ進み市瀬22号線に接続し、同市道を北方へ進み市瀬25号線に接続し、同市道を東 方へ進み市瀬28号線に接続し、同市道を北方へ進み市瀬27号線に接続し、同市道を 北方へ進み京良城町6号線に接続し、同市道を西方へ進み京良城町市瀬1号線に接 続し、同市道を北方へ進み京良城町2号線に接続し、同市道を北西へ進み国道200 号線に接続し、同国道を北方へ進み幸神24号線に接続し、同市道を北東へ進み幸神 西鳴水1号線に接続し、同市道を東方及び南東へ進み元城町京良城町1号線に接続 し、同市道を南方及び東方へ進み鳴水町3号線に接続し、同市道を北西へ進み鳴水 町4号線に接続し、同市道を西方へ進み東鳴水49号線に接続し、同市道を北方へ進 み東鳴水47号線に接続し、同市道を北東へ進み東鳴水55号線に接続し、同市道を東 方へ進み東鳴水51号線の終点に至り、同地点から九州電力株式会社の送電線上津役 黒崎線14号鉄塔に至り、同鉄塔から元城町3号線の起点と元城町京良城町1号線の 交点に至り、元城町京良城町1号線を東方に進み起点に至る線によって囲まれた区 域

(2) 存続期間平成24年11月15日から

平成34年11月14日まで

- (3) 保護に関する指針
  - ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、九州の最北端部に位置する山地帯であり、スギ・ヒノキ人工林、 変化に富んだ照葉樹林を含む二次林及び自然林が分布し、2つの貯水池を含んで いる。 このような自然環境を反映して、ハチクマなど山野の鳥の渡りの目標地点、休息地となっているほか、メジロ、ウグイスといった留鳥及びオオルリ、サンコウチョウなどの夏鳥の繁殖地、ジョウビタキ、ツグミなどの冬鳥の越冬の場となっている。また、ミサゴ、トビ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、アオバズク、フクロウといった生態系ピラミッドの頂点にある猛禽類を始め、マガモなどの水鳥、ノウサギ、キツネなど多様な鳥獣が生息している。

これらのことから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保 護を図るものである。

#### ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) イノシシ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り 、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。

#### 2 甘木山鳥獣保護区

(1) 区域

大牟田市のうち、市道倉永岬線と西日本鉄道天神大牟田線との交点(開9号踏切)を起点とし、道鉄道線を南へ進み市道蓮華坊杉山線との交点(倉永3号踏切)に至り、同市道を西へ進み市道城高須線に接続し、同市道を南西へ進み市道雲町城線に接続し、同市道を南西へ進み市道唐船甘木線に接続し、同市道を西へ進み主要地方道大牟田川副線に接続し、同主要地方道を北西へ進み市道西前田明治開線に接続し、同市道を北西へ進み主要地方道大牟田川副線と交差し市道岬昭和開線に接続し、同市道を北西へ進み展川左岸に至り、同河川左岸を東へ進み葉邪麻橋に至り市道倉永岬線に接続し、同市道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで

- (3) 保護に関する指針
  - ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

汨

#### イ 指定目的

当該区域は、大牟田市北部に位置しており、矢部川県立自然公園を含み、コジイ、アラカシ、ヒサカキ、コナラ、ハゼノキ等広葉樹の天然林がみられ、鳥類の良好な生息地となっている。

カイツブリ、ミサゴ、コゲラ、キビタキなど多様な鳥類が生息しており、北端 を流れる隈川沿いにはカヤネズミも生息している。

当該区域には、定期的に探鳥会が開催されている甘木公園や黒崎公園があり、 市街地近郊にありながら豊かな自然とのふれあいの場として重要な地域であるこ とから、県指定鳥獣保護区に指定し当該区域に生息する鳥獣の保護を図るもので ある。

#### ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息に影響のない範囲内で、自然観察、環境学習等の場として活用を 図る。
- (イ) イノシシ等一部の鳥獣による農林産物被害に対しては、必要により鳥獣の捕獲を認める等関係機関と連携を図りながら被害防止に努める。

#### 3 部崎鳥獣保護区

#### (1) 区域

北九州市門司区のうち、市道白野江1号線と高瀬川右岸(高瀬橋)との交点を起点とし、同川右岸を北西へ進み主要地方道黒川白野江東本町線に接続し、同主要地方道を北西へ進み市道大字田野浦13号線に接続し、同市道を北東へ進み市道大字田野浦1号線に接続し、同市道を北東へ進み太刀の浦川(第一太刀浦橋)に接続し、同川左岸を東方へ進み河口の干潮線に至り、同干潮線を東方へ進み部崎、櫛ノ鼻、網の鼻を経て、さらに干潮線を西方へ進み高瀬川右岸に至り、同川を北方へ進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### イ 指定目的

当該地域は、九州の最北東端に位置し、ヒヨドリ、メジロ、ツバメ、シジュウカラなど各種鳥類の渡りの重要拠点となっているため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### ウ 保護管理方針

イノシシ等一部の鳥獣による農林産物被害に対しては、必要により鳥獣の捕獲 を認める等関係機関と連携を図りながら被害防止に努める。

#### 4 三郡山鳥獣保護区

#### (1) 区域

飯塚市のうち、飯塚市、筑紫野市及び糟屋郡宇美町との境界線分岐点を起点とし、飯塚市と宇美町との境界線を北西へ進み三郡山頂を経て、さらに北西へ約1500メートル進んで、内住峡への登山道下り地点に至り、同登山道を東へ進み、国有林内住林道と渓流との交点に接続し、同渓流を下り国有林治山えん堤(昭和51年度、大分第1号谷止嵩上)に至り、同地点で国有林三郡山林道に接続し、同林道を東へ約300メートル進み昭和池へ通じる林内歩道に接続し、同歩道を南東へ進み昭和池東岸を経由して県営林作業道終点に至り、同作業道を南東へ進み国有林馬敷林道に接続し、同林道起点(市道八本松から上馬敷線終点)に至り、同地点から旧瓜生牧場開拓道路を南西へ進みコボシキ池及び民有林治山えん堤(昭和51年度)を経て、同えん堤上流の渓流をたどり、林内歩道に接続し、市道茜屋線に接続し、同市道を南西へ進み三郡山登山道に接続し、同登山道を白糸の滝を経てさらに南西へ進み飯塚市と筑紫野市との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### (2) 存続期間

平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで

- (3) 保護に関する指針
  - ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### イ 指定目的

当該区域は、大部分が県立太宰府自然公園に含まれ、三郡山の東部に位置して いる。三郡山頂近くには、シデ、カシ、シイなどの鳥類の好む果実がなる樹種の 自然林が多く分布し、山麓地帯にはスギ、ヒノキの一育林が分布している。

クマタカなど森林性の鳥獣が生息するほか、渡り鳥の通過地となっている。ま た、県民のレクリエーションの場として利用されている。

これらのことから、県指定鳥獣保護区に指定し当該区域に生息する鳥獣の保護 を図るものである。

ウ 保護管理方針

イノシシ等一部の鳥獣による農林産物被害に対しては、必要により鳥獣の捕獲 を認める等関係機関と連携を図りながら被害防止に努める。

- 5 大法白馬山鳥獣保護区
- (1) 区域

嘉麻市のうち、市道矢ノ浦線と尾根を経て展望台へ向かう歩道との交点を起点と し、同歩道を進み2つの展望台を経て福岡森林管理署遠賀川森林計画区国有林3061 林班界に至り、同林班界を東南へ進み大法山山頂、白馬山山頂を経て、さらに同林 班界を進み梅林公園との境界を経て、さらに同林班界を西方へ進み起点との交点に よって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで

- (3) 保護に関する指針
  - ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域の大法・白馬山一帯は、緑に覆われた低山地で、国有林が自然林とし て保全され、豊かな生態系が維持されており、オオタカなどの猛禽類をはじめ、 森林性の鳥獣が生息している。

当該区域内には、登山路、散策路が整備されており、多くの人々に自然とのふ

れあいの場として利用されていることから、県指定鳥獣保護区に指定し当該区域 に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- ウ 保護管理方針
- (ア) 鳥獣の生息に影響のない範囲内で、自然観察、環境学習等の場として活用を 図る。
- (イ) イノシシ等一部の鳥獣による農林産物被害に対しては、必要により鳥獣の捕 獲を認める等関係機関と連携を図りながら被害防止に努める。

#### 福岡県告示第1915号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規 定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において 準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特別保護地区の名称 帆柱山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域

ア 皿倉山~尺岳地区

北九州市のうち、国有林遠賀川森林計画区(以下「国有林」は遠賀川森林計画区 。)、3092林班「い」、「わ」、「か」、「よ」、「よ1 | 及び「そ」の各小班、 国有林3093林班(「いー小班を除く。)、国有林3094林班(「いー、「ろー、「ろ 1 | 、「ろ2 | 、「は | 、「と | 及び「と1 | 小班を除く。)、国有林3095林班「  $\{z_1, z_2, z_3\}$  では、「ね1」、「ね2」、「ね3」及び「ね4」の各小班、 民有林遠賀川森林計画区(以下「民有林」は遠賀川森林計画区。)608林班「6-1 | 、「6 - 2 | 、「10 | から「12 | まで及び「40 | から「44 | までの各小班、民 有林609林班「5」、「6」、「7-1」から「7-4」まで、「8」、「9」、  $\lceil 43 - 1 \mid hb \lceil 43 - 13 \mid \bar{s}$   $\lceil 44 - 1 \mid hb \lceil 44 - 8 \mid \bar{s}$   $\lceil 45 - 1 \mid hb \rceil$  $\lceil 45 - 25 \rceil$   $\exists \vec{c}$ ,  $\lceil 46 - 1 \rceil$   $\Rightarrow \beta \lceil 46 - 4 \rceil$   $\exists \vec{c}$ ,  $\lceil 47 - 1 \rceil$   $\Rightarrow \beta \lceil 47 - 23 \rceil$   $\exists \vec{c}$  、「48-1」及び「49-4」から「49-6」までの各小班、並びにこれらの林班及び林小班に囲まれた区域、北九州市生活環境保全林管理道以南の帆柱ケーブル敷地並びに国有林3088林班、3089林班及び3090林班の境界の交点を起点とし、国有林3090林班の西側を北方へ進み更に北側を東方へ進み民有林743林班「7」小班の北側を経て奥畑川に至り、同川を下流へ進み黒川に接続し、同川を上流へ進み音滝川に至り、同川を上流へ進み国有林3091林班に至り、同林班の南側を南西へ進み国有林3092林班林班「い」小班へ接続し、同小班の西側を北方へ進み国有林3091林班「る」小班に接続し、同小班の西側を北方へ進み更に北端から南方へ進み国有林3095林班「て」小班に接続し、同小班、「あ1」、「ゆ」及び「す」の各小班の北側を南東へ進み国有林3091林班「う」小班に接続し、同小班の東側を南東へ進み小倉南区と八幡西区との境界線に至り、「境界線を南方へ進み小倉南区と八幡西区との境界線に至り、八幡西区と直方市との境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### イ 河内貯水池地区

北九州市八幡東区のうち、主要地方道北九州小竹線と河内貯水池堰堤の左岸との交点を起点とし、堰堤の右岸へ至り、北九州市道大字大蔵26号線に接続し、同市道を北東へ進み3097林班「ろ4」小班に至り、同小班の西側を南東へ進み「に」小班に接続し、同小班の西側を南西へ進み「へ1」小班の北東端に至り、同小班の東側を南方へ進み「へ」」小班に接続し、同小班の東側を南方へ進み「へ1」小班に接続し、同小班の東側を南方及び西方へ進み「へ2」小班へ接続し、同小班の東側を南方へ進み八幡東区と小倉南区の境界線へ至り、更に南西へ進み「へ8」小班に接続し、同小班の東側を南方へ進み更に南側を西方へ進み「へ7」小班に接続し、同小班、「わ」、「る」及び「ぬ」各小班の南側を西方へ進み、更に「ぬ」、「ぬ1」、各小班の西側を北西へ進み市道大字大蔵25号線の猿渡橋の右岸に至り、同橋を経て主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北西に進み水無橋を経て更に北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### ウ 畑貯水池地区

北九州市八幡西区のうち、主要地方道小倉中間線と畑貯水池堰堤の左岸との交点 を起点とし、同堰堤の右岸へ至り、市道東石坂町畑町1号線に接続し、同市道を北 東及び南東へ進み主要地方道小倉中間線に接続し、同主要地方道を西方に進み起点 に至る線によって囲まれた区域

#### 3 存続期間

平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで

- 4 特別保護地区の保護に関する指針
- (1) 特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 特別保護地区の指定目的

帆柱山鳥獣保護区は、九州の最北端部に位置する山地帯であり、スギ・ヒノキ人工林、変化に富んだ照葉樹林を含む二次林及び自然林が分布し、2つの貯水池を含んでいる。このような自然環境を反映して、ハチクマ(福岡県準絶滅危惧)など山野の鳥の渡りの目標地点、休息地となっているほか、メジロ、ウグイスといった留鳥及びオオルリ(福岡県準絶滅危惧)、サンコウチョウ(福岡県絶滅危惧Ⅱ類)などの夏鳥の繁殖地、ジョウビタキ、ツグミなどの冬鳥の越冬の場となっている。また、ミサゴ(環境省準絶滅危惧)、トビ、オオタカ(福岡県準絶滅危惧)、サシバ(福岡県準絶滅危惧)、ハヤブサ(福岡県絶滅危惧Ⅲ類)、アオバズク(福岡県絶滅危惧Ⅲ類)、フクロウといった生態系ピラミッドの頂点にある猛禽類を始め、マガモなどの水鳥、ノウサギ、キツネ(福岡県準絶滅危惧)など多様な鳥獣が生息している。

特に当該保護区の中でも、北部に位置する皿倉山、権現山及び帆柱山一帯並びに 南部に位置する尺岳及び金剛山一帯は、標高差による樹木、草木の種類が豊富であ ることに加え、広葉樹林がこの地区の概ね2分の1を占めて群生しており、自然性 の高い林分も見られ、生息する鳥類の種類数、生息密度が安定して高く、鳥獣の良 好な生息地として特に重要な区域となっている。また、両地区を南北に結ぶ稜線部 分については、シイ・カシ二次林の広葉樹林帯であり、渡り鳥の目標として重要な 区域となっている。さらに、多数の水鳥が渡来する2つの貯水池とその後背地の広 葉樹林を含む森林一帯は、鳥獣の水場、餌場として重要な区域となっている。

これらのことから、帆柱山鳥獣保護区内でも特に保護を図る必要がある区域であ

뻮

ると認められるため、県指定特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

- (3) 保護管理方針
- ア 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- イ 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

#### 福岡県告示第1916号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町志免四丁目1297番1、1298番1、1299番1、1299番4、1299番6、1300番1、1300番2の一部、1300番3、1301番1、1301番2、1302番1、1302番2、1303番3、1312番1、1312番2、1312番4、1313番1、1313番2、1314番1、1314番2、1316番1、1316番2の一部、1316番3、1317番1及び1317番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅南五丁目23番7号

株式会社 大石企画

代表取締役 大石 堅治

#### 福岡県告示第1917号

大谷・天生田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年 法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名 住所

岩﨑 義一

行橋市大字流末 963 番地 2

#### 福岡県告示第1918号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定に基づき、平成24年度 における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により 公示する。

平成24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

#### 変更前

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	若松区 西小石町、原町、東小石町、赤崎町・大字小石・上原町・小石本 村町・下原町・深町二丁目・響南町・大字安屋の各一部 小倉南区 葛原東三丁目・沼南町一丁目・沼本町一丁目・沼緑町一丁目・大 字葛原・大字沼・大字曽根の各一部
宮若市	倉久・四郎丸の各一部

#### 変更後

調査を行う者の名称	調査地域				
	若松区				
	西小石町、原町、東小石町、赤崎町・大字小石・上原町・小石本				
	村町・下原町・深町二丁目・響南町・大字安屋の各一部				
11.4 m-	小倉南区				
北九州市 	沼本町一丁目・四丁目、葛原東三丁目・沼南町一丁目・沼緑町一				
	丁目・大字葛原・大字沼・大字曽根の各一部				
	八幡西区				
	御開四丁目・五丁目、大字本城の一部				
宮若市	倉久・四郎丸・下有木の各一部				

#### 福岡県告示第1919号

么

火曜|

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平年24年11月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市薬王寺字林添1346番1、1346番3から1346番6まで、1347番1、1348番1、 1348番4から1348番6まで、1349番1、1349番4から1349番6まで、1350番1、1350 番4、1350番5、1351番から1353番まで、1356番1、1356番3、1356番4及び1357番 1 並びに字荒尾1694番2及び1694番11から1694番13まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古智市新原1064番地1

株式会社 大富

代表取締役 大富 實

## 公安委員会

#### 福岡県公安委員会告示第312号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟 銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する

平成24年11月13日

福岡県公安委員会

#### 散弾銃技能講習

В	時	場	所	射撃方法	受講可能人員
	1月10日(木) 7:00(原則)	福岡県筑紫 柚須原22		1 二 一学食仕庫費	各日
1	平成25年1月17日(木) 9:00~17:00(原則)		合射撃場	トラップ射撃	18名

平成25年1月24日(木) 9:00~17:00 (原則)

- ※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に 受講希望者に連絡する。
- 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

	日	時	場	所	射撃方法	受講可能人員
1 '		月17日(木) :00(原則)	福岡県筑紫 柚須原22 福岡県立総	3番地25	大口径ライフル射撃	15 名

- ※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に 受講希望者に連絡する。
- 3 注意事項
- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前 6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横 3.5センチメートルのもの) 3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこ
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12.300円(福岡県領収証紙)を納付すること
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃 砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参するこ と。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の 練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、 各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。